公
 告

 (監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき,定期監査をしたので,同条第9項の規定により,次のとおり公表する。

平成 27 年 12 月 10 日

茨城県監査委員 小川一成

同 川津 隆

同 岡野栄治

同 齋藤良彦

機関名	実施年月日	監査の結果
茨城県消費生活センター	27. 9. 1	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立日立産業技術専門学院	27. 9. 1	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立土浦産業技術専門学院	27. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立牛久栄進高等学校	27. 9. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県水戸保健所	27. 9. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県教育研修センター	27. 9. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県潮来保健所	27. 9. 14	財務に関する事務の執行は、補助金に関する注意 事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県近代美術館天心記念五浦分館	27. 9. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立石岡商業高等学校	27. 9. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県自治研修所	27. 9. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県日立保健所	27. 9. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立水戸第二高等学校	27. 9. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立結城第二高等学校	27. 9. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県環境放射線監視センター	27. 10. 1	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県ひたちなか保健所	27. 10. 1	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県土浦保健所	27. 10. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県土浦土木事務所	27. 10. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立下妻第一高等学校	27. 10. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務 所	27. 10. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立図書館	27. 10. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県北農林事務所	27. 10. 30	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県常陸大宮土木事務所	27. 10. 30	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機関名	実施年月日	監査の結果
茨城県常陸大宮土木事務所大子工務所	27. 10. 30	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。